

事業概要

- 児童生徒の人権に関する知的理解、人権感覚の向上を図るとともに、一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりに向けて「高知県人権教育推進プラン」に基づき、教育活動全体を通じた人権教育を推進する。
- 教職員の人権課題に関する知的理解と主体的に解決する意識が向上するように、人権教育主任のマネジメント力を向上させるとともに、意欲的に取り組む学校を指定し、実践研究を行い、その取組を普及する。
- 社会教育における人権教育の在り方を明確にし、人権課題の解決に向けた実践的な事業を推進する。

期待される効果

- ◆高知県の人権教育が実践的に推進される体制の確立
- ◆教職員の人権意識及び人権課題に関する指導力の向上
- ◆人権課題を適切に判断し、自分と他者の人権を大切にす児童生徒の育成
- ◆県民の人権課題への関心と知識が向上し、人権が尊重された社会づくりが進む

現状・課題

- ◆障害者、高齢者、女性の人権など、社会的に注視されることが多い人権課題については、児童生徒の一定の理解は進んでいるが、同和問題他、マスコミ等で話題になりにくい人権課題については、正しい理解が浸透していない。人権学習の充実を図る必要がある。
- ◆人権教育の研究や実践に偏りがあり、「実践的知識」「歴史・現状の知識」「差別や偏見などを見抜く技能」が軽視される傾向がある。

事業目標

- ◆全ての学校で、人権課題への知識理解が浸透し、主体的な取組が行われる。
- ◆全ての学校で、人権教育が学校経営の基盤となる年間指導計画を立て、適切に実践がされる。
- ◆児童生徒の人権感覚が向上し、自分と他者の人権を大切にする。
- ◆市町村において、行政職員の研修と社会教育としての啓発事業が計画的に実施される。

実施内容

①人権教育推進協議会

- ◆高知県の人権教育の進捗状況と人権教育推進プランについて、委員の専門的な見地から示唆をいただき、人権教育の改善に努める。

②人権課題について、教職員の理解と授業実践力を向上させるための主な事業

- ◆人権教育研究推進事業《文部科学省・高知県教育委員会指定校事業》(対象:小中・県立学校、1年目1校・2年目2校)
 - ・人権教育を基盤とする、学校経営・学級経営・授業づくり等の研究を行い、県内に広める。
- ◆人権学習学校支援事業(対象:全ての教職員)
 - ・各学校が行う校内研修において、指導主事による人権課題の講習を実施する。また、研究授業や教材開発の指導支援を行う。
 - ・市町村教育委員会(34地区)が主催する集合研修や市町村立学校・県立学校(54校)を6年間で、「同和問題」「性的マイノリティー」等、県民に身近な人権課題の研修を重点的に行う。

③人権教育主任のスキルアップのための主な事業

- ◆人権教育主任連絡協議会(集合研修)・人権教育主任研修(オンデマンド研修)(対象:全ての小中・県立学校の人権教育主任)
 - ・地区別に小中学校・県立学校が合同で研修を実施する。1年目の人権教育主任は研修を追加し、業務の基本から研修する。
 - ・人権教育主任が管理職等と連携し、校内において組織的計画的に人権教育を推進するために、年間指導計画や人権学習の授業研究、校内研修を適切にコーディネートできるように、人権教育主任のマネジメント力の向上と人権課題についての知識の充実を図る。

④人権教育を学校生活、日常生活につなげる主な事業

- ◆人権作文《法務局との共催事業》(対象:全ての小中・県立学校)
 - ・人権に関わる体験や思いの作文を募集する。また、作文指導を通して児童生徒理解を深める。
- ◆情報モラル教育実践ハンドブックの改訂
 - ・子どもをネットトラブルから守るために、保育所等や学校における情報モラルに関する実践事例を作成し、学習指導や啓発の充実を図る。

⑤社会教育における人権啓発につなげる主な事業

- ◆市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会・研修会
 - ・行政における先進的な取組の紹介や、市町村における事業や啓発の取組についての協議、人権課題についての研修等を行う。

⑥高知県人権教育研究協議会(一般社団法人)、人権啓発センター等との連携

- ◆高知県人権教育研究大会及び四国地区人権教育研究大会(愛媛大会)
 - ・レポート報告会や研究協議を通して、学校、行政、保護者、地域が共同して人権教育を推進する。

推進事業全体イメージ図

①人権教育推進協議会 人権教育推進プラン

- ②教職員の意識向上
- ③人権教育主任のスキルアップ

人権教育のための
PDCAサイクルの
確認

教職員

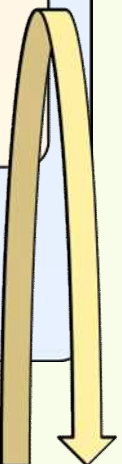
- ④学校生活・日常生活
での人権教育の推進

学校・家庭

- ⑤社会での人権教育及
び啓発の推進

地域・社会

⑥連携



事業概要

子どもや保護者等が悩みをいつでも相談できる体制を構築するとともに、子どもや家庭に起因する課題への多角的な支援の充実を図る。

期待される効果

- 相談支援体制が充実することにより、子どもや保護者等の悩みやストレス等を軽減することができる。
- 暴力行為や不登校等、生徒指導上の諸課題の状況が改善する。

現状・課題

○生徒指導上の諸課題のうち、特に暴力行為の発生率や不登校の出現率は、全国平均と比べ、高い数値で推移している。その背景には、子どもや保護者を取りまくさまざまな要因があり、それらの解決・改善のためには、悩みを気軽に相談できる体制や、支援を必要とする児童生徒やその家庭への支援体制の充実が重要である。

事業目標

- 次の取組を推進し、教育相談の充実及び生徒指導上の諸課題の改善を図る。
 - ・相談窓口等の広報に努め、相談者が利用しやすい環境づくりを推進する。
 - ・学校とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの連携を推進する。
 - ・スクールカウンセラー等の専門性の向上を図る。
 - ・スクールカウンセラー等を効果的に活用した校内支援会の実施を促進する。

実施内容

SNSを活用した相談事業

●いじめ、人間関係、学業等、高校生の生徒が悩んでいることを気軽に相談できるSNS相談を実施

学校ネットパトロール事業

●インターネット上の不適切な書き込み等の監視し、トラブル等への対応と未然防止の取組の推進

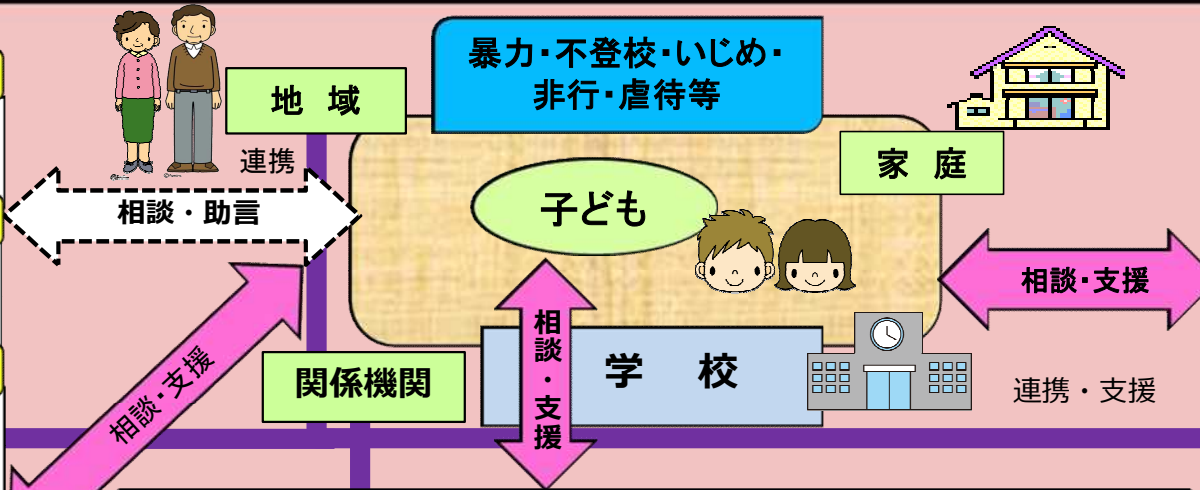
24時間電話相談事業

●子どもや保護者等が、いつでも相談できるよう、夜間、土日、休日も含めた24時間電話相談の実施

関連事業

心の教育センターの相談体制の充実

- ワンストップ＆トータルな相談支援体制の充実
- SC、SSW、相談員の配置（SCスーパーバイザー含む）
- 土曜・日曜開所
サテライトセンターの開設



スクールソーシャルワーカー(以下SSW)の配置

- 社会福祉士等を活用し、社会福祉の専門的な視点から、子どもを取り巻く環境への働きかけ配置
 - R2：35市町村(学校組合)、25県立学校
 - ⇒R3：35市町村(学校組合)、25県立学校
- 特に厳しい状況にある子どもたちへの支援の充実のために、特定の市へ重点配置する(継続)
 - R2：7市15人⇒R3：7市15人
- ・SSWの配置形態
 - 市町村立学校は、各市町村の実態に応じて配置形態を決定
 - 県立学校は、定期的に学校を訪問する巡回型配置を25校とし、それ以外の学校には、学校からの派遣申請による派遣型配置で対応する

スクールカウンセラー(以下SC)の配置

- 臨床心理士等を活用し、心理の専門的な視点から、子ども、保護者、教職員からの相談支援を実施
 - 配置校 R2：346校⇒R3：339校(全公立学校への配置継続)
 - *小学校185校 *中学校101校 *義務教育学校2校
 - *高等学校37校 *特別支援学校14校
 - ・学校規模等に応じて、配置時間を配分する
 - ・アウトリーチ型SCによる支援(R2：11市⇒R3：11市)
- (SCを教育支援センターに配置し、学校・家庭と連携したアウトリーチ型の訪問支援を充実させ、不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援を行う)

連携



事業概要

「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の両面から、いじめ問題等への総合的な取組を推進する。

期待される効果

- ◆県内の小・中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校において、「いじめ防止対策推進法」及び「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期対応に向けた取組が推進されている。
- ◆児童生徒の保護者や学校の地域、関係機関がいじめに関する基本的な内容を理解し、学校と連携をして、いじめ防止等に取り組み、児童生徒が安心して学校生活が送れている。

現状・課題

- ◆これまでいじめの校内研修やアンケート調査の実施により、いじめ早期発見・早期対応につなげてきた。
- ◆今後は、学校の組織的ないじめ防止対策や子どもたちによる主体的な取組や、保護者や地域を巻き込んだ取組を強化していく必要がある。

表：いじめの認知件数の状況
(国公私立学校 1,000人当たり)

	28年度	29年度	30年度	R1年度
高知県	18.9件	30.0件	48.3件	55.6件
全国	23.8件	30.9件	40.9件	46.5件

事業目標

- ◆教職員がいじめを予防等プログラムや校内研修用資料の活用を推進し、いじめの未然防止、早期発見等の取組を強化する。
- ◆スクールロイヤーを活用することにより、学校がいじめなどの諸課題への適切な対応を図る。
- ◆いじめ防止等の取組について保護者や地域への研修等によって、学校と保護者、地域等との連携を図る。

実施内容

未然防止

「高知家」いじめ予防等プログラムの活用

いじめ予防等の取組の推進のため作成されたプログラムを学校や保護者、地域、関係機関での活用を促進し、取組の充実を図る。

- ★活用のための研修会を実施
- ★管理職や生徒指導主事担当者等の研修にて活用促進を促す
- ★プログラムの改訂を検討

校内研修用資料作成等による校内研修の充実への支援

教職員がいじめに関する正しい認識をもって対応できるようにするため、校内研修等で活用できる資料を作成・配付し、各学校における研修の充実を図る。

- 生徒指導上の諸課題に対応した研修資料の作成・配布
- 校内研修担当者への支援や校内研修への講師派遣

予防・早期発見・早期対応

スクールロイヤー活用事業

学校で発生するいじめを始めとする様々な問題について、法律の専門家である弁護士（スクールロイヤー）が、その専門的知識・経験を基に学校でいじめ予防教育や法的相談への対応を行う。

- ◆学校における法的相談への対応
- ◆児童生徒へいじめ等の予防教育
- ◆校内研修の講師・学校組織委員会へ参加

いじめ問題・防止等の対策の強化

- ☆ 公立学校がいじめ問題への総合的な支援（重大事態への対応、いじめ防止等の対策のための組織への助言等）
- ☆ 県におけるいじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題調査委員会の効果的な運用



開発的な生徒指導の推進【生徒指導主事会（担当者会）】

人権教育・児童生徒課

参考資料1-4

事業概要

生徒指導上の諸課題等の未然防止の視点に立った開発的・予防的な生徒指導や、解決に向けた対処的な生徒指導が、各学校において組織的に実践されるように、生徒指導主事（担当者）の実践力やマネジメント力の向上につながる研修を実施するとともに、高知夢いっぱいプロジェクト推進事業の成果及び先進的理論・実践を普及する。

期待される効果

- ◆児童生徒の自尊感情、規範意識が高まる
 - ◆教職員の組織的な指導力・支援力が向上する
 - ◆小中学校において組織的な生徒指導推進体制の確立され、生徒指導上の諸課題等の減少が図られる
- 不登校や暴力行為等の生徒指導上の諸問題の改善**

現状・課題

- 組織的な生徒指導体制が弱く、教職員間で生徒指導の意義や目指す児童生徒像が十分共有されていない学校や、学級経営に苦戦している状況が見られる
- 児童生徒が主体的に考え、判断し、実行する力や自治の力を育めるような取組が依然として教師主導で行われている場合が多い。
- 特に高等学校の生徒指導主事において、開発的な生徒指導の理解や実践が十分でない状況がある

事業目標

- ・児童生徒の自尊感情や自己有用感等を育む開発的な生徒指導の視点を学校・学級経営や授業づくり、学校行事等の取組に位置づけて組織的に実施している学校の割合 → 小中高100%
- ・問題行動等の早期発見・早期対応に向けた、組織的な生徒指導を十分行っていると回答した学校の割合 → 小中高40%以上 (R2年度末:小学校:50.5%、中学校:52.8%、高等学校:53.1%)
- ・生徒指導の改善につなげるためにPDCAサイクルに基づく検証・改善を十分行っていると回答した学校の割合 → 小中高35%以上 (R2年度末:小学校:34.7%、中学校:37.0%、高等学校:30.6%)

実施内容

高知夢いっぱいプロジェクト推進事業

市町村主体の取組

魅力ある学校づくり調査研究事業（国委託2年間指定）不登校等の未然防止につながる取組の検証改善を地域全体で推進

課題改善に向けた組織的な取組

学校活性化・安定化実践研究事業 子どもの声を生かした取組の検証改善で新たな不登校を生じさせない魅力ある学校づくりの推進

学級経営の充実

夢・志を育む学級運営のための実践研究事業 子どものよさを引き出し、伸ばす、「学級活動」・「学級経営」の充実

生徒指導主事会（担当者会）

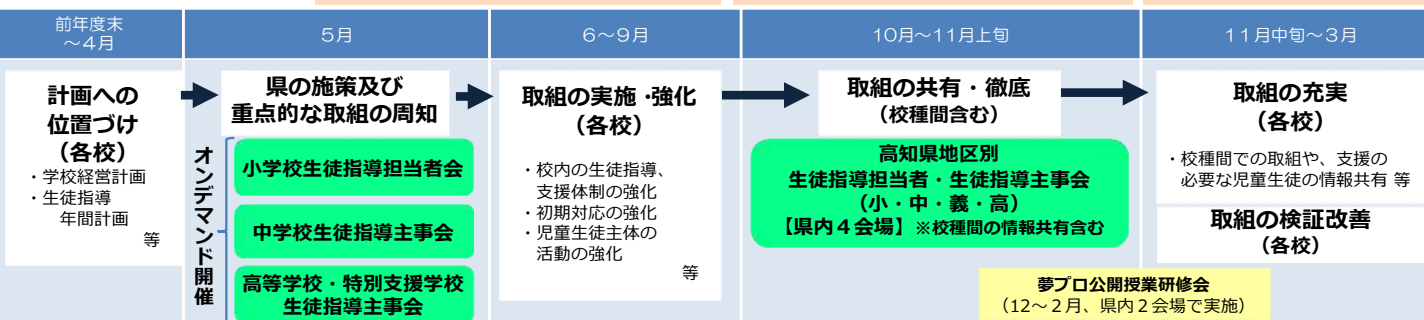
生徒指導主事会（担当者会）の実施

（対象：県内全小・中学校、県立高等学校・特別支援学校の生徒指導主事（担当者）、全体会、地区別の年2回開催）

- 高知夢いっぱいプロジェクト推進事業推進校の効果的な取組紹介（公開授業研修会、生徒指導主事会等）
- 県の重点的な取組に対する周知徹底
 - ・不登校に対する総合的な取組
 - ・校内支援会の充実、強化
 - ・いじめ予防等プログラムの活用
 - ・校種間で連携した生徒指導の推進 等
- 生徒指導主事（担当者）の実践力の向上

組織的な生徒指導の推進

◎ 開発的・予防的な生徒指導を組織的に展開することにより、児童生徒の自尊感情が高まり、新規不登校数や暴力行為の減少を目指す



☆県内すべての小中学校において、開発的・予防的な生徒指導の取組が、学校経営・学級経営に位置づけられた取組の推進

☆校種間（小中高）で取組の情報共有を行い、自校の取組に生かすことで、つながりを意識した組織的な生徒指導の推進

事業概要

社会で人と人が関わりながら生きていくために欠かせないスキルを生徒に身につけさせるため、各学校において、より良い対人関係を構築し集団行動を円滑に行うことを目指した活動やコミュニケーション能力の向上のための学習記録ノートを活用した取組など、個々に応じたきめ細かな組織的な指導の充実を図る。

現状・課題

いじめや不登校など、学校生活でのつまづきを未然に防ぎ、より充実したものになるよう支援体制を充実させていく必要がある。

【課題】 ① コミュニケーション能力に課題があり、対人関係をうまく築くことのできる力が身につけていない。

② 自己の将来を考え設計する力が身につけていない。

【参考値】 ・不登校の生徒：1.7% (H30)

・進路未定で卒業する生徒の割合：5.5%

期待される効果

高校入学後早い時期から、個に応じたきめ細かな指導を組織的に行うことで、円滑な学校生活を送ることができ、早期の中途退学を防ぐとともに、基礎学力の定着と向上を図ることで、生徒の進路希望の実現につながる。

事業目標

生徒の社会性の育成、特にコミュニケーション能力に課題がある生徒に対して効果的な指導・支援が行われている。

・進路未定で卒業する生徒の割合：3%以下

・不登校・中途退学者数を減少させる

実施内容

■ソーシャルスキルアップ事業

高校入学後早い段階から、個に応じたきめ細かく組織的な指導を行い、よりよい対人関係を構築し、集団行動を円滑に行うことのできる社会性を身につけさせる。

○仲間づくり合宿の実施

人間関係構築・集団行動を円滑に行うための宿泊研修等

○Q-Uの活用

生徒一人一人についての理解と対応方法、学級集団の状態などを教職員が認識し、組織的な対応を図る

○学習記録ノート（キャリアノート）の活用

生徒が日々の活動を記録するとともに、教職員とのコミュニケーションツールとして活用

○SC、SSWの配置（人権教育・児童生徒課）《再》

不登校対策事業としてさらに充実

貧困連鎖防止対策事業として推進

■文化部活動サポート事業

文化部 専門指導員の派遣(40校)

○全国総文祭後のレガシーとして、発表・競技レベルの向上や文化活動を通じた創造的な人間育成を推進する。

■公立中学校夜間学級の運営

○令和3年4月に高知国際中学校夜間学級として開設

○義務教育未修了者等を対象に、個々に対応したきめ細かな学習指導を支援する。

- ・教育環境・教材の整備
- ・個々に応じた教育課程の編成
- ・支援体制の充実

○コミュニケーション能力など社会に必要な社会性の育成

○進路に向けた意欲の向上やキャリアデザイン能力の育成

カリキュラムマネジメントを通じて系統的に実施

・進路実現
・社会的・職業的自立



事業概要

学習指導要領の趣旨を踏まえ、道徳推進リーダーの活用や大学等との連携を通して、教員の指導力を向上させ、質の高い「考え、議論する道徳」の授業が展開されるようにするとともに、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育が推進されるようにすることで、児童生徒の道徳性の向上を図る。

現状・課題

- ◆平成31年度の全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙における課題
- ・道徳性を問う項目では、小学校では規範意識、中学校では自己肯定感の面で全国平均より低く、課題が見られる。
学校のきまりを守っている 小学校90.7% (全国比-1.6%) 自分にはよいところがある 中学校73.6% (全国比-0.5%)
- ・「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいると思う」で「よくしている」と回答した児童生徒の割合は全国比よりも高いが、「考え、議論する道徳」の授業展開としては十分とはいえない。展開につながる。 小学校 46.0% 中学校 39.2%
- ◆「道徳教育推進のためのわが町の取組」の計画書に、「道徳推進リーダーの活用」や「学校における家庭・地域の方の参加協力を得る活動」を計画している市町村、学校が少ない。

期待される効果

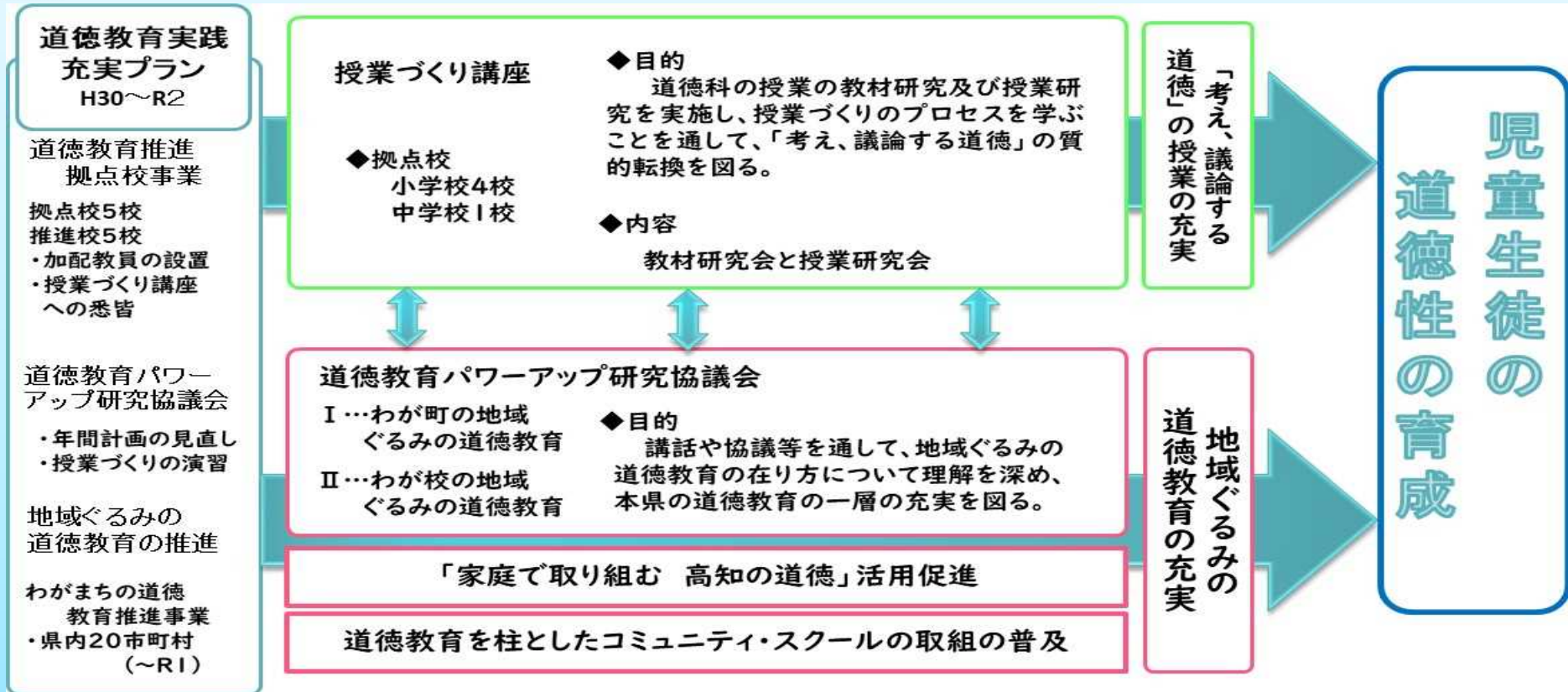
- ◆教師の指導力が向上することにより、質の高い「考え、議論する道徳」の授業が展開される。
- ◆家庭・地域と連携した道徳教育が推進される。

児童生徒の道徳性の向上

事業目標

- ◆全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問紙において、道徳性に関する項目の肯定的な回答が、全国平均を上回る。
- ◆保護者、地域の人々が参加した研修会開催(100%)
- ◆各学校において地域と連携した実践事例作成(100%)

実施内容



運動部活動の充実と運営の適正化

現状・課題

- ・生徒の能力・適正、興味・関心に応じた指導が十分に行われていない部活動が見られる。
- ・生徒にとって望ましい部活動環境の構築と、学校における働き方改革の観点から、運動部活動の運営の適正化を図る必要がある。

ポイント

- 「高知県運動部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る運動部活動の方針」に基づく運動部活動の適正な運営を図る。
- 各学校における運動部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の運動部活動に係る負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、単独での指導や学校外での部活動の引率が可能な運動部活動指導員の配置を進める。

取組内容

1 運動部活動の運営の適正化

◆運動部活動の運営の適正化のため、「高知県運動部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る運動部活動の方針」に基づく体制整備や、生徒の発達段階に応じた休養や活動時間の設定など、望ましい運動部活動の推進を図る。

- 学校の運動部活動に係る活動方針及び各部活動の年間計画の作成（県立学校）
- 休養日の設定・活動時間の報告（中間・年度末）

「これからの部活動の在り方検討委員会」の設置
【目的】地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を提供できる体制を整える取組を進めるための計画の策定に向けた検討を行う。

【構成員】10名（大学関係者、総合型地域スポーツクラブ、市町村教育委員会、PTA、学校関係者等）
【委員会の開催】年間3回



2 運動部活動指導員配置事業

◆運動部活動指導員が顧問の業務を負担することで、教員が教材研究や生徒指導等、生徒と向き合える時間や自己研鑽をする時間を確保する。
◆専門的な知識・技能を有した運動部活動指導員が継続的・計画的に指導を行うことで、部活動の質的な向上を図る。

■市町村立・県立中学校（国費補助対象）

配置人数：49名（R3.6月時点）

実施内容：指導、引率

- ・指導-週11時間×35週
- ・引率-4日×8時間
- ・研修-4時間×2回

【補助率】

市町村立：国、県、市町村が各1/3
県立中学校：国1/3・県2/3

【補助内容】

- ・報酬
- ・指導に係る交通費

■県立高等学校

配置人数：41名（R3.6月時点）

実施内容：指導、引率

- ・指導-週11時間×35週
- ・引率-6日×8時間
- ・研修-4時間×2回



運動部活動指導員の資質向上のための研修（年間2回：必修）

- ① 配置に係る研修
- ② 指導力向上研修



3 部活動に関するアンケート調査

◆各県立学校において、生徒が安心して部活動を行えるよう、部活動内における部員間での人権を踏みにじるような言動や理不尽な決まりごとがないか等について、実態を把握する。
◆調査によって明らかになった事案について、解決に向けた手立てを講じる。

■部活動に関するアンケート調査（年間1回）

- ・生徒への聞き取り
- ・顧問等への聞き取り

事実確認

学校における対応

<当該部内>

- 部の目標やルール等の再確認
- 再発防止策の検討
- 保護者への対応 等

<学校>

- 学校としての方針等の検討
- 顧問会等での情報共有
- 全教職員による再発防止策の確認 等

背景

- ・乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、この時期に質の高い教育・保育を受けることが、子どもたちの知・徳・体の調和のとれた健全な成長にとって極めて重要

ポイント

- ・全ての保育所・幼稚園等において、専門的で高度な知見に基づく質の高い教育・保育を受けることができる環境づくりを進める
- ・乳幼児期における、よりよい親子関係の構築を図るため、親の子育て力を高めるための「親育ち支援」の取組の充実を図る

V-1 就学前の教育・保育の質の向上

■ 保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の徹底

- ・幼保支援アドバイザー等による訪問指導や研修等を通じた「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」、「保育所・幼稚園等における園評価の手引き」の活用促進、園内研修の充実
- ・保育士資格取得を目指す学生等への保育士修学資金等の貸し付けなど、保育士確保に向けた取組の推進
- ・全ての保育者を対象に、特別な支援を要する子どもの理解を深めることをねらいとした研修や個別の指導計画作成に向けた支援の実施

■ 保幼小の円滑な連携・接続の推進

- ・各地域の実態に応じた接続期カリキュラム等の実践・改善の取組の推進
- ・保幼小の連絡会、交流活動の充実
- ・入学時の課題への対応の充実
- ・モデル地域の取組への支援と成果の普及



幼児と児童の交流活動

組織マネジメント力の強化

- ・園評価の手引きの活用

保幼小の円滑な接続の推進

- ・接続期カリキュラムの実践・改善

幼保支援アドバイザー等による訪問指導



保育所・幼稚園等



小学校

具体的な指導方法の徹底

- ・ガイドラインの活用

保育者の資質・指導力の向上

- ・研修内容の充実

<質の高い教育・保育を受けることができる環境づくり>

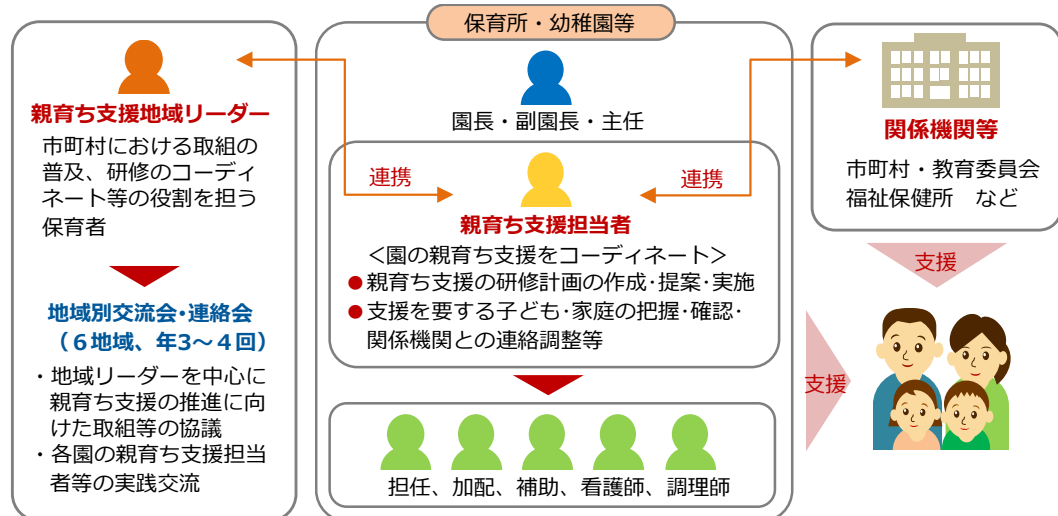
V-2 親育ち支援の充実

■ 保育者の親育ち支援力の強化

- ・保育者の親育ち支援力向上のための園内研修、市町村単位の合同研修等への支援
- ・親育ち支援地域リーダーを中心とした地域別交流会・連絡会の充実に向けた支援
- ・全ての保育所・幼稚園等における親育ち支援担当者による園内の保育者研修や保護者向け研修等の計画的な実施の促進

■ 保護者の子育て力向上のための支援の充実

- ・保育所・幼稚園等が行う保護者を対象とした学習会の開催や、基本的な生活習慣の定着に向けた取組への支援
- ・就学時健診等の機会をとらえた講話の実施や、園の行事等と合わせた保護者研修の実施など、保護者が参加しやすい環境の整備



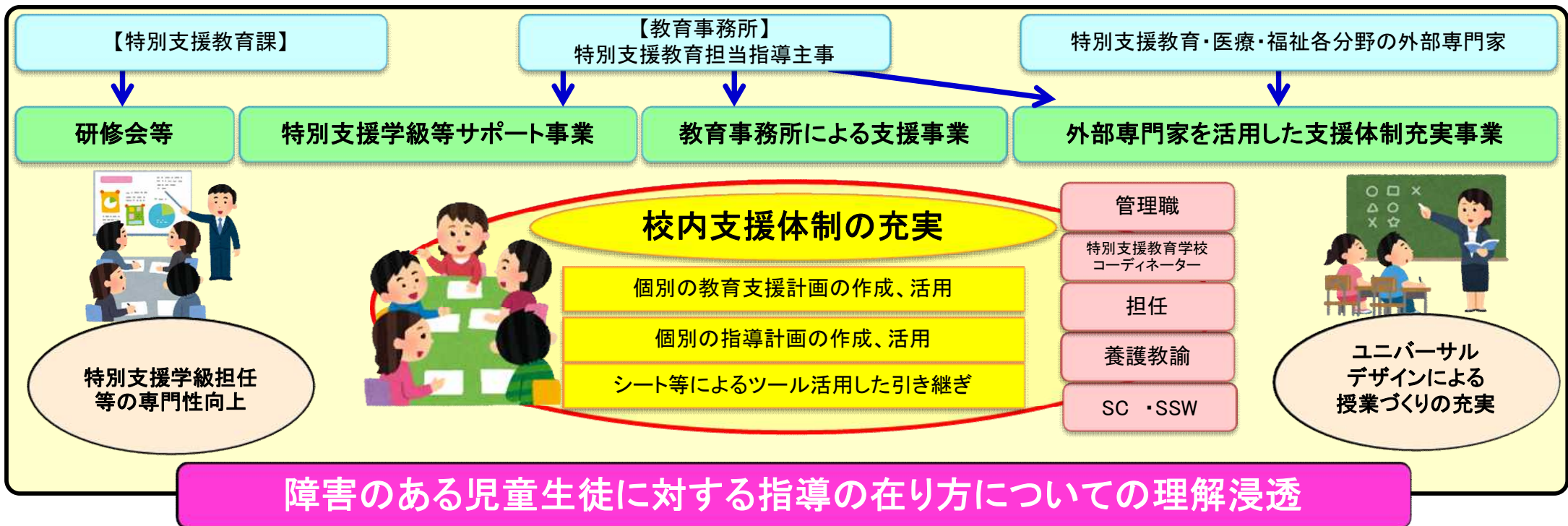
<親育ち支援の推進体制>

小・中学校における切れ目ない支援体制の構築推進

事業の概要

発達障害等のある特別な支援を必要とする児童生徒が将来の自立と社会参加に向けて必要な力を確実に身に付けることができるよう、小・中学校における特別支援教育の充実を支援し、各学校の組織的な取組の定着、充実を図る。

指標となるツール 『すべての子どもが「分かる」「できる」授業づくりガイドブック』(H25.3月作成、R3.3月改訂)
『すべての子どもが輝くための校内支援体制づくりガイドブック』(H29.3月作成)等



○すべての児童生徒が互いの特性を理解し、違いがあっても共に支え合いながら生きる姿勢の育成

○コロナ風評被害をはじめとした、日々起こりうる諸問題について、教職員が正確な情報を共有し、適切な根拠にもとづいて対応を行うための組織力強化

事業概要

学校と地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりをさらに推進するため、地域学校協働本部の活動内容の充実・質の向上に取り組むとともに、厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進する。

期待される効果

- 学校教育の充実** ◆ 子どもたちに多様な体験・経験の機会が増える。
- ◆ 子どもたちの規範意識や自尊感情、コミュニケーション力の向上につながる
- 地域の教育力の向上** ◆ 地域住民の協力を得ることで、教員が教育活動により一層力を注ぐことができる
- ◆ 地域の活性化や、学校を核とした地域づくりにつながる。など

現状・課題

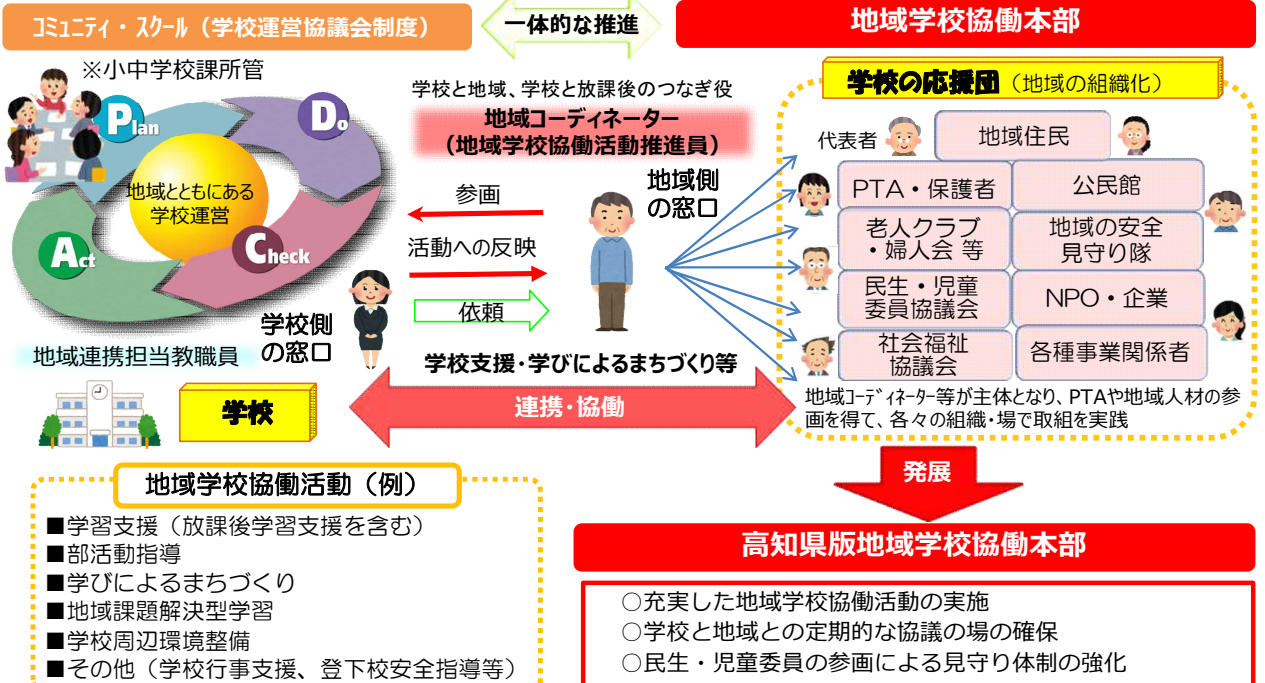
- ◆ 地域学校協働本部の設置状況は順調に進んでいる。
- ◆ 「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進するとともに各市町村の取組が円滑に進むよう県の支援が必要
- ◆ 市町村や学校によって地域との協働活動の内容に差がある。
- ◆ 地域コーディネーター(地域学校協働活動推進員)の確保や育成に課題
- ◆ コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)との一体的な推進が必要

事業目標

- ◆ 地域学校協働本部が設置された学校数
R2 小:171校、中100校、義務教育2校 94.1% → R4まで 県内全ての小・中学校に設置
- ◆ 高知県版地域学校協働本部が設置された学校数
R2まで 小:135校、中63校 68.3% → R5まで 県内全ての小・中学校に設置

実施内容

～地域と学校の連携・協働の推進～



市町村等 (実施主体)

補助及び支援

高知県

R3 34市町村等205本部288校(県立8、幼保10含む)で実施予定 ※うち、中核市である高知市46本部46校で実施予定

地域学校協働活動推進事業

- ◇ 地域学校協働本部事業 (国1/3、県1/3・2/3) 33市町村150本部1活動、県立高校8本部
- ◇ 放課後学びの場充実事業 (県1/2)
 - ① 学習支援者謝金 ② 教材等経費 ③ 食育学習経費
 - 1町1本部、6市町村8本部、3市町3本部

市町村等支援、人材育成研修等

- ◇ 学校地域連携推進担当指導主事(4名)の配置、訪問による助言・指導
- ◇ 地域学校協働活動推進委員会の開催(年2回)
- ◇ 地域学校協働活動研修会
 - ① 全体研修 1回 ② 教育事務所管内別研修 3箇所×各1回
 - ③ 地域コーディネーター研修 3箇所×各2回
- ◇ 地域学校協働本部実践ハンドブックの活用

人材発掘・登録・マッチング・出前講座の実施

「学び場人材バンク」の設置

市町村毎の設置計画に基づき 地域や学校の資源や特色を生かした協働活動を推進し 地域ぐるみでの教育を実現

県全体の設置計画に基づき 市町村等の取組を支援

委託

運営方針

教育・心理・福祉の専門性を生かした教育相談や学校支援等の相談支援機能をさらに充実させ、学校や関係機関と連携を密に、切れ目のない、「ワンストップ&トータル」な相談支援を実施する



切れ目のない、「ワンストップ&トータル」な相談支援体制の充実

県東部・西部地域【相談室】の設置（継続）

◆域内の学校や教育支援センター等と連携し、重層的な支援を実施する。



心の教育センター【本部】と連携した支援を展開

設置場所

- 東部相談室：田野町ふれあいセンター内
- 西部相談室：四万十市幡多総合庁舎別館内

業務概要

- 開所日時（祝日及び長期休業期間を除く）
- ★ 東部相談室：毎週木曜日 午前10時から午後5時まで
- ★ 西部相談室：毎週火曜日 午前10時から午後5時まで
- 配置職員⇒スクール・カウンセラー(SC)
- 用務内容
 - ・ 来所相談(対象：子ども、保護者、教職員等 ※1時間枠での対応)
 - ・ 学校支援(支援会、校内研修等への参加) ※講師として派遣可
 - ・ 学校配置等のSC・SSWとの連携
 - ・ 教育支援センターへの支援 など

相談予約

- 相談予約等の業務は、心の教育センター【本部】が対応！
- ★ 相談予約等連絡先… 088-821-9909



【相談室スクールカウンセラー】の活用について

- 1 子ども、保護者、教職員等からの相談
- 2 支援会等への参加
- 3 校内研修等への講師派遣
- 4 教育支援センターへの支援 など。

活用等についての問い合わせは、心の教育センターまでご連絡を！

心の教育センター【本部】



【施設概要】 木造(一部コンクリート)2階建、延床面積806㎡、駐車場36台【1階】...相談室5室、プレイルーム1室、多目的室1室、スーパーバイズ室1室【2階】...研修室(40名収容可)、プレイルーム2室、多目的室1室、資料室1室

★ 住所：高知市大原町120-1（高知市営球場西側）
★ (代表)088-821-9900 (相談予約)088-821-9909

主な業務内容

- ★ 相談支援（対象：子ども、保護者、教職員等）
 - ・ 来所相談(個別面接、プレイセラピー、支援会等) ※1時間枠で対応
 - ・ 出張教育相談(支援会、家庭訪問支援、巡回教育相談等)
 - ・ 電話相談、メール相談、こうち高校生LINE相談
- ★ 学校支援
 - ・ 校内支援会の充実に向けた支援(★校内支援会サポート事業等)
 - ・ 緊急事案等への支援(指導主事、SC等の派遣)
- ★ 研修・講座等
 - ・ 教育相談講座、緊急対応とその予防、子育て講演会等
 - ・ 校内研修等への講師派遣(指導主事、SC等)
- ★ 関係機関との連携
 - ・ 教育相談関係機関連絡協議会の開催(年2回)
 - ・ 教育支援センター連絡協議会、ブロック別研修等の開催及び訪問支援

★ SCスーパーバイザーによるスーパーバイズの実施など連携を密に、支援に当たります



相談ニーズにより対応できる体制を整備する

◆心の教育センターの休業日における来所相談枠の拡充
⇒ 日曜日開所に加え、第1・第3の土曜日を開所し、来所相談を実施する



心の教育センター【土曜日・日曜日の開所】

- ◆ 土曜日・日曜日開所による相談窓口としての利便性の向上
- ◆ SC・SSWが主体的に活用できる“プラットフォーム”(拠点)としての場の確保(SC・SSWのネットワーク作り、人材育成)

業務概要

- 開所日（祝日及び長期休業期間を除く）
 - ・ 土曜日(第1・第3土曜日)
 - ・ 日曜日(第1～第4日曜日)
- 開所時間⇒午前9時から午後5時まで
- 配置職員⇒スクール・カウンセラー(SC)、指導主事等
- 用務内容⇒来所相談(個別面接、プレイセラピー、支援会等) ※1時間枠での対応
- SC・SSWの専門性及び支援力の育成・向上
⇒情報共有、研修、スーパーバイズ等の実施(学びの拠点)



★ 校内支援会サポート事業（継続）

◆ 心の教育センターの指導主事とSC等が学校の校内支援会等に参加し、心理の専門的「見立て」をもとに、効果的な支援方法や支援体制のあり方、支援会の運営等についてサポートする。

★ 緊急事案等への対応（継続）

◆ 児童生徒の生命にかかわるような事案等が発生した場合、指導主事及びSC等を学校に派遣し、対応の見通しや関係者へのメンタルケア等の支援を実施する。

1 現状

【県内の子ども食堂の状況】

食事の提供を通じた「子どもや保護者の居場所」となるとともに「保護者の孤立感や負担感を軽減する場」「地域で子どもたちを見守る場」として設置が進んできた。

- 子ども食堂開設数（R3.2月末）
：11市9町81か所（うち定期開催：64か所）
- 高知家子ども食堂の登録数 R3.2月末
：45団体53か所
- 高知県子ども食堂支援基金への寄附額
（H29～R3.2月末の累計）：205件 2,085万円

▼子ども食堂設置数の推移（各年度末 R2は2月末時点）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
市町村数	2	10	18	19	20	20
設置数 (うち定期開催)	3 (2)	20 (13)	52 (34)	68 (51)	77 (60)	81 (64)

▼子ども食堂の福祉保健所管内別設置状況（R3.2月末時点）

	安芸	中央東	高知市	中央西	須崎	幡多	合計
子ども食堂数	7	9	37	11	7	9	81
【参考】 公立小学校数 (休校除く)	23	33	39	27	27	39	188

R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、4月には多くの子ども食堂が休止を余儀なくされていた。県では再開に向けた支援を強化し、R2年10月末時点で6割を超える子ども食堂が活動を再開。しかしながら、12月以降の感染拡大を受けて再び休止が増加。

▼コロナ禍における子ども食堂開催状況

	R2.4月	7月	10月	R3.1月
開催箇所数 (開催割合)	8 (16.3%)	27 (51.9%)	34 (64.2%)	18 (34.6%)
(内数)				
食堂形式	2	15	18	6
弁当配布	6	12	16	12
休止	41	25	19	34

※上記はいずれも児童家庭課調べ

2 課題

- 支援を必要とする子どもや保護者の居場所を充実させていくためには、未開設地域での立ち上げや定期的な開催などへのさらなる支援が必要
- 支援が必要な子ども等を子ども食堂や他の適切なサポートの利用につなぐためには、地域の支援機関との連携体制の構築が必要
- 食事の提供や集いの場にとどまらず、見守り機能の充実や、子ども食堂の活動が家庭の教育力の向上へ資するよう支援が必要
- 新型コロナウイルス感染症に対する十分な対策が必要

3 今後の取り組みの方向性

- 未開設地域での立ち上げと定期的な開催を増やす
- 子ども食堂と地域の支援機関等との関係づくり
- 子ども食堂の活動を「見守り機能の充実」や「家庭の教育力の向上」につなげる
- 新型コロナウイルス感染症対策



4 令和3年度の取り組み

(1) 未開設地域での立ち上げと定期的な開催を増やす

- 子ども食堂からの相談対応や運営支援を行う「子どもの居場所づくり推進コーディネーター」の配置
- スタッフの確保やスキルアップを目指した「子ども食堂スタッフ養成講座」の開催
- 子ども食堂が相互に情報交換を行う「子どもの居場所づくりネットワーク会議」の開催
- 持続的な運営を行えるよう、開設2年目以降の子ども食堂を対象に備品購入費を支援

(2) 子ども食堂と地域の支援機関等との関係づくり

- 民生委員・児童委員や学校などへの協力依頼
- 支援を必要とする子ども等を子ども食堂や他の支援機関へ適切につなげるため、それぞれの地域において、子ども食堂とスクールソーシャルワーカー等や市町村・社協など地域の支援機関との情報交換の場づくりを支援

(3) 子ども食堂の活動を「見守り機能の充実」や「家庭の教育力の向上」につなげる

- 子育てに関する講師やボランティア等による講話・相談の実施
- 学生ボランティア等による学習支援の実施

新 (4) 新型コロナウイルス感染症対策

- 感染症対策に要する経費を支援
- 子ども食堂における新しい生活様式を踏まえた取り組みを支援（感染症対策のため1回あたりの開設時間数を短縮するケースや弁当配布形式も補助対象とする特例措置（R2.4月～）の継続）
- 新型コロナウイルス感染症対策に関する情報の提供



人権啓発研修事業

県民のいじめ問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進

人権啓発フェスティバル 開催事業

【じんけんふれあいフェスタ】

子どもや障害者の人権など、身の回りにある様々な人権問題について、県民に関心と理解を深めようため、人権週間(12月4日～10日)中又その直近の日曜日に高知市中央公園において、県民参加型の人権啓発イベントを開催している。

人権啓発フェスティバル

＜子どもに関する主な催し＞

- * 子ども人権ミュージカル
- * こころん紙芝居
- * 子ども食堂

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、じんけんふれあいフェスタを休止し、特設Webサイト開設等を行った。

スポーツ組織と連携・協力した 人権啓発活動事業

【スポーツ組織との協働事業】

子ども達に、チームプレーやいじめについて、関心と理解を深めようため、県内のスポーツ組織(高知ファイティングドッグス、高知ユナイティッドFC)の選手が参加して、人権野球教室や人権サッカー教室を実施している。

＜令和2年度実績＞

- * 野球(協賛試合): 1回 221名参加
- * サッカー(協賛試合)
: 1回 496名参加

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、野球、サッカー教室は実施せず、冠協賛試合の実施による啓発活動を行った。

人権啓発研修企業リーダー 養成講座開催事業

【人権啓発研修ハートフルセミナー】

県民に人権問題について理解を深めようことで、人権が尊重される職場や地域づくりにつながるよう、講演会や映画上映会を実施している。

テーマは、県人権施策基本方針－第二次改定版－で記載している11の人権課題の中から、決めている。

＜令和2年度実績＞

- * 講演会: 2回 121名参加
- * 映画: 1回 88名参加

令和3年度 私立学校人権教育指導委託料について

私立学校における人権教育の推進を図るため、学校訪問による助言・指導や研修会の開催等の人権教育指導業務を（公財）高知県人権啓発センターに委託する。

1. 学校訪問による助言・指導

県内私立小中高等学校を訪問して人権教育主任教諭等と面接し、学校が抱える課題等に応じて必要な助言・指導を行う。（定期訪問11校×4回＝44回、学校の要請による訪問は随時）

2. 研修会の開催

(1)高知県私立小中高等学校人権教育研究協議会主催の研修会

- ①第1回研修会（令和3年5月28日（金）午後／高知県人権啓発センター6Fホール）
研修内容：「SOG I／LGBTQをめぐる人権教育の課題」
講 師：高知ヘルプデスク代表 浜口蓮生氏、高知県立大学教授 長澤紀美子氏、海辺の杜ホスピタル臨床心理士 伊藤満里奈氏
参加対象：全ての教職員
- ②第2回研修会（令和3年8月19日（木）午後／高知県人権啓発センター6Fホール）
研修内容：「不登校・引きこもりについて」
講 師：筑波大学教授 斎藤 環氏
参加対象：全ての教職員
- ③新任教員人権教育研修会（令和3年8月19日（木）午前／高知県人権啓発センター視聴覚室）
研修内容：「人権教育についての基本認識」
講 師：人権啓発センター研修講師 吉岡 潤氏
参加対象：新任教員
- ④第3回研修会（令和3年11月18日（木）午後／土佐中・高等学校）
研修内容：第26回公開授業
参加対象：全ての教職員
- ⑤第4回研修会（令和4年3月3日（木）午後／高知県人権啓発センター6Fホール）
研修内容：集約会（1年間の成果と課題）
※①、②、④、⑤は、中堅教員研修とし、各校の5～10年次教員の人権研修と位置づける。

(2)県主催の研修会

- ⑥管理職研修（令和3年5月28日（金）午後／高知県人権啓発センター6Fホール）
研修内容：「SOG I／LGBTQと人権」
講 師：高知ヘルプデスク代表 浜口蓮生氏、高知県立大学教授 長澤紀美子氏、海辺の杜ホスピタル臨床心理士 伊藤満里奈氏
参加対象：管理職員
- ⑦人権教育基礎講座（令和3年8月5日（木）午前／高知県人権啓発センター6Fホール）
研修内容：「新型コロナウイルス感染症について」
講 師：土佐希望の家医療福祉センター 吉川 清志氏
参加対象：全ての教職員
- ⑧人権教育主任等研修（令和3年10月14日（木）午後／人権啓発センター6Fホール）
研修内容：未定
講 師：県教委・人権教育・児童生徒課 指導主事（未定）
参加対象：人権教育主任、担当

3. 広報紙の発行 事務局通信「きずな」の発行（年2回）

事業概要

- ◆人権啓発に関する取組(人権教室・人権作文コンテスト高知県大会)
- ◆人権相談に関する取組(子どもの人権SOSミニレター・子どものじんけん110番・インターネットによる人権相談)
- ◆調査救済に関する取組

期待される効果

- ◆子どもたちが相手への思いやりの心や生命の尊さを学ぶだけでなく、一般県民にも広く人権尊重思想を根付かせる。
- ◆いじめ問題等の早期発見し、早期救済する。

現状・課題

人権啓発に関する取組: 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、接触型の人権教室について積極的に実施依頼ができない状況である。
人権相談及び救済に関する取組: 早期救済を図るため、関係機関等との連携体制を強化する必要がある。



人権イメージキャラクター

事業目標

人権啓発に関する取組: できる限り多くの学校等の参加・実施を行う。
人権相談及び救済に関する取組: 誰にも相談できない場合に相談できる機関があるということを全児童・生徒・保護者らに認識してもらう。

いじめの防止

実施内容

いじめの早期発見

人権教室

●園児、小・中学生を対象に、人権擁護委員が中心となって実施している。人権の花運動、授業等を利用して行い、子どもたちが、相手への思いやりの心や生命の尊さを学ぶこと等を目的としている



人権作文コンテスト高知県大会

- 小学5・6年生、中学生及び高校生を対象に、人権問題についての作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性について理解を深めることを目的とする。
- 高知県教育委員会、高知県人権擁護委員連合会及び法務局が連携して実施している。
- 中学校の部の優秀作品(1編~2編)については、法務省及び全国人権擁護委員連合会が主催する「全国中学生人権作文コンテスト中央大会」に推薦する。

調査救済

子どもの人権が侵害されている疑いのある事案を認知した場合人権侵犯事件として調査し、事案に応じた適正な措置を講じる。



児童虐待担当窓口

児童相談所等が円滑に法務省関係機関に相談できるよう児童「法務省児童虐待防止対策強化プラン」に基づき、虐待担当窓口が設置されている。



子どもの人権SOSミニレター



- 法務省の人権擁護機関が、学校におけるいじめや体罰、家庭内での虐待等の問題に対する活動として、全国の小・中学校児童・生徒に配布している切手不要の封筒付便せんを配布している。
- ミニレターを通じて、教師や保護者も相談することができない子どもの悩み事を把握し、学校や関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐるさまざまな人権問題の解決に当たっている。
- 県内の各小・中学校(特別支援学校を含む。)にも配布され、今年度は、県内小・中学校にSOSミニレター用ラックを配備することにより、学校内に常時SOSミニレターを備付け、児童・生徒が必要なときにいつでも利用できるようにする。

子どもの人権110番

- 子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける無料相談電話(0120-007-110)
令和3年度強化週間 令和3年8月27日(金)から同年9月2日(木)まで



インターネット人権相談受付窓口

- 法務省のホームページより、インターネットで人権相談を受け付けている。(SOS-eメール) <http://www.jinken.go.jp/>

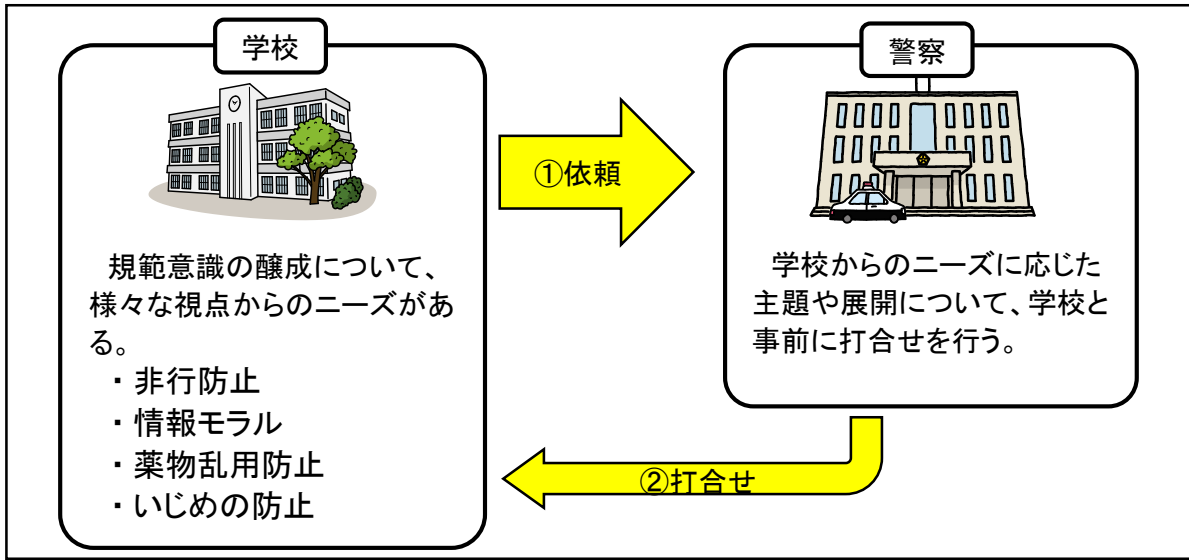


高知県警察が実施する「非行防止教室」

非行防止教室とは

入口型非行を中心とした非行予防のため、児童・生徒に対して、規範意識の醸成を図ることを目的として、小学生から高校生(※)までを対象に、各学校からの依頼で、少年補導職員やスクールサポーターが実施。

※ 重点実施対象としては、小学校2年生、5年生、中学校1年生としている



◎教員と警察担当者のチームティーチング方式



課題と対策

【課題】 非行の低年齢化の進行
(刑法犯に占める小学生以下の割合
H28 : 15.1% ⇒ R2 : 26.6%)

【対策】 小学校における非行防止教室実施率の向上 (R2 : 64.1%)

過去5年間の実施数

	H28		H29		H30		R1		R2		前年比	
	校数	実施率	校数	実施率	校数	実施率	校数	実施率	校数	実施率	校数	実施率
小学校	176	89.3%	178	90.8%	169	87.1%	156	80.8%	123	64.1%	-33	-21.1
中学校	86	75.4%	96	84.2%	83	72.8%	86	75.4%	73	63.5%	-13	-15.1
高校	39	83.0%	29	61.7%	28	59.6%	34	73.9%	23	50.0%	-11	-32.3
計	301	84.1%	303	84.9%	280	78.9%	276	78.1%	219	62.0%	-57	-20.6
学校数計	358		357		355		353		353			